

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外1名

訴状訂正申立書

平成26年4月17日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河合 弘 9名



頭書事件について、原告は、次のとおり、訴状を訂正いたします。

第1 請求の趣旨の「2（1）主位的請求」

1 訂正前

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所について、その建設の停止を命ぜよ。

2 訂正後

原子力規制委員会は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所について、その建設の停止を命ぜよ。

第2 請求の趣旨の「2（2）予備的請求」

1 訂正前

被告国は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所の設置について、原告が同意するまでの間、その建設の停止を命ぜよ。

2 訂正後

原子力規制委員会は、被告電源開発株式会社に対し、大間原子力発電所の設置について、原告が同意するまでの間、その建設の停止を命ぜよ。

以上